

医薬発第0131020号
平成15年1月31日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区区长〕殿

厚生労働省医薬局長

毒物及び劇物取締法施行規則の一部改正について（通知）

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成15年厚生労働省令第5号）（別添1）が公布されたので、下記事項に留意の上、関係各方面に対する周知徹底方御配慮願いたい。

なお、同旨の通知を全国化学工業薬品団体連合会会長、社団法人日本海事検定協会会長、社団法人日本化学工業協会会長、社団法人日本化学工業品輸入協会会長、社団法人日本薬剤師会会長、日本危険物コンテナ協会会長及び日本製薬団体連合会会長あてに発出しているので申し添える。

記

1 毒物又は劇物を運搬する容器に関する基準の特例

毒物及び劇物取締法施行令（以下「令」という。）の一部を改正する政令（平成14年政令第406号）により、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の国際海事機関(IMO)が採択した危険物の運送に関する規程に定める基準（国際海上危険物輸送規程(IMDG Code)）に適合している容器であって厚生労働省令で定めるものによる運搬については、厚生労働省令で基準の特例を設けることとしたところであるが、今般、厚生労働省令で定めるものとは、IMDG Codeに定めるポータブルタンクを指すものとし、ポータブルタンクについては、令第40条の2第2項から第4項までの規定は適用しないものとしたものである。

なお、IMDG Codeに定める基準に適合している容器には、行政庁又はその認定した機関による容器の検査及び試験（別添3参照）を受けIMDG Codeに適合していることを示す表示板（別添4参照）が貼付されているので、監視指導を行う際には、この表示板を確認されたい。

2 電子情報処理組織による事務の取扱い

毒物劇物営業者等登録等システムに係る電子情報処理組織については、令第36

条の9において規定していたところであるが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）（以下「行政手続オンライン化法」という。）の施行に伴い、当該規定は削除されることとなっていることから、行政手続オンライン化法第4条第1項及び第6条第1項の規定に基づき、省令で規定するものである。

3 施行期日

1については、平成15年2月1日から施行することとする。

2については行政手続オンライン化法の施行の日とすることとする。

4 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添2に示すとおりである。

(別添1及び2は省略)

IMDG Code に規定するポータブルタンクに係る検査及び試験の概要

1 . 概要

IMDG Code に適合するためには、ポータブルタンクの胴体及び付属装置は、まず使用前に初回検査を受ける必要があり、その後は、5年毎の検査及び試験（定期検査）および定期検査の間の検査及び試験（2.5年、中間検査）を受けなければならない。検査及び試験の結果、適合する場合、ポータブルタンクの外側の表示板に試験年月等が刻印されるとともに、証明書が発行される。ポータブルタンクには、検査及び試験の有効期間が満了した後では運送のために危険物を充てんしてはならないこととなっているが、検査及び試験有効期間の満了の日より前に充てんされた場合には、検査及び試験有効期間の満了の日から3ヶ月以内は輸送することができる。

2 . 初回検査

設計基準等に適合していることの確認、容器の内部及び外部の外観検査、容器の水圧試験、気密試験を行わなければならない。胴体と付属設備の水圧試験を個別に実施する場合には、それらの組立て後に気密試験を行わなければならない。

3 . 中間検査

容器の内部及び外部の外観検査、容器の気密試験、付属設備の作動試験を行わなければならない。

但し、単一の物質のみを輸送するポータブルタンクについては中間試験を免除するか、または主官庁もしくは承認機関の規定した他の検査方法をもってそれらに代用することができる。

なお、中間検査は、指定日の後3ヶ月以内に受けることができる。

4 . 定期検査

容器の内部及び外部の外観検査、容器の水圧試験、付属設備の動作試験を行わなければならない。胴体と付属設備の水圧試験を個別に実施する場合には、それらの組立て後に気密試験を行わなければならない。

5 . 臨時検査

臨時検査は、ポータブルタンクの明らかな損傷又は腐食部分、又は漏洩、又はその他のポータブルタンクが元のままの状態から欠陥が認められる状態の時に必要である。

IMDG Code に適合するポータブルタンク
に表示される表示板の表示項目

Country of manufacture (製造国)		
UN	approval country	APPOVAL NO.
(UN の文字)	(承認国)	(承認番号)
Manufacturer's name :		
(製造者の名称)		
Manufacturer's serial number :		
(製造番号)		
Authorized body for the design approval :		
(設計型式承認の承認機関)		
Owner's registration number :		
(所有者の登録番号)		
Year of manufacture :		
(製造年)		
Pressure vessel code to which the shell is designed :		
(胴体を設計した圧力容器コード)		
Test pressure _____ bar/kPa gauge		
(試験圧力)		
MAWP (Maximum allowable working pressure) _____ bar/kPa gauge		
(最大許容使用圧力)		
External design pressure _____ bar/kPa gauge		
(外部設計圧力)		
Design temperature range _____ to _____		
(設計温度範囲)		
Water capacity at 20 _____ liters		
(20 時水容量)		
Water capacity of each compartment at 20 _____ liters		
(20 時の各区画の水容量)		
Initial pressure test date and witness identification		
MAWP for heating/cooling system _____ bar/kPa gauge		
(加熱/冷却装置の最大許容使用圧力)		
Shell material(s) and material standard reference :		
(胴体材質及び材料標準規格)		
Equivalent thickness in reference steel _____ mm		
(標準鋼による相当板厚)		
Lining material(when applicable) :		
内張の材質 (内張がある場合)		
Date and type of most recent periodic test(s)		
(直近の試験の年月)		
Month _____ Year _____ Test pressure (試験圧力) _____ bar/kPa gauge		
Stamp of expert who performed or witnessed the most recent test :		
(直近の試験実施者の刻印)		